

# 介護予防・日常生活支援総合事業 に関する説明会

## 【通所型サービス】

令和4年1月  
平塚市福祉部地域包括ケア推進課

# 本日の流れ

- 1 総合事業の実施状況
- 2 事業実施の留意点について
- 3 通所型サービスAについて
- 4 令和4年度の予定

【参考：厚生労働省提供資料(一部加工)】**介護保険制度改正による新しい地域支援事業の構成**

＜改正前＞ **介護保険制度** ＜見直し後＞

【財源構成】  
 国 25%  
 都道府県 12.5%  
 市町村 12.5%  
 1号保険料 23%  
 2号保険料 27%

**介護給付** (要介護1～5)

**介護予防給付** (要支援1～2)  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**  
 ○二次予防事業  
 ○一次予防事業  
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

従前と同様  
 事業に移行  
 全市町村で実施  
 多様化

**介護給付** (要介護1～5)

**介護予防給付** (要支援1～2)

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
 (要支援1～2、それ以外の者)  
 ○介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス  
 ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス(配食等)  
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
 ○一般介護予防事業

【財源構成】  
 国 38.5%  
 都道府県 19.25%  
 市町村 19.25%  
 1号保険料 23%

地域支援事業

**【主な改正点】**  
 平成27年4月の介護保険制度改正で介護予防訪問介護と介護予防通所介護が予防給付による全国一律のサービスから介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)へ枠組みが変わりました。

○ その他の事業

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての
- ・その支援のための活動に  
わる者

訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・従前の訪問介護相当
  - ①訪問介護
- ・多様なサービス
  - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
  - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
  - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
  - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

- ・従前の通所介護相当
  - ①通所介護
- ・多様なサービス
  - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
  - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
  - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

そのほか ①学業改善

**【総合事業の主な内容】**  
 制度改革によりサービスの多様化が示されました。

- 介護予防訪問介護→訪問型サービス  
(従前の訪問介護相当と多様なサービスABCD)
- 介護予防通所介護→通所型サービス  
(従前の通所介護相当と多様なサービスABC)

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・従前の訪問介護相当
- ・多様なサービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

- ・従前の通所介護相当
- ・多様なサービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティアが行う見守り

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての
- ・その支援のための活動に
- ・関与する者

【介護予防・生活支援サービス事業】  
平塚市の開始サービス  
(令和4年1月現在)

# 令和4年1月現在のサービス提供一覧

種別	類型	内容
訪問	従前の訪問介護相当	ヘルパー事業所による専門的な支援
	A(指定型)	ヘルパー事業所による身体介護を伴わない生活援助 ※訪問型サービスAを事業所指定により実施するもの
	A(委託型)	生きがい事業団による身体介護を伴わない生活援助 ※訪問型サービスAを委託により実施するもの
	B	ボランティア団体による身近な支援
	C	専門職による短期集中の訪問指導
通所	従前の通所介護相当	デイサービス事業所による専門的な支援
	A	デイサービス事業所による専門職による支援を原則として行わないことを前提としたサービスの提供
	C	専門職による短期集中の介護予防教室

※令和4年度も同様に上記サービスを提供する予定です。

# サービス提供者(団体数)

種別	類型	提供者	団体数
訪問	従前の訪問介護相当	指定事業者	55事業所
	A(指定型)	指定事業者	36事業所
	A(委託型)	生きがい事業団 (シルバー人材センター)	1団体
	B	ボランティア団体	18団体
	C	市直営	市直営
通所	従前の通所介護相当	指定事業者	87事業所
	A	指定事業者	11事業所
	C	委託事業者	1事業所

※令和4年1月1日現在の状況です。



# 本日の流れ

- 1 総合事業の実施状況
- 2 事業実施の留意点について**
- 3 通所型サービスAについて
- 4 令和4年度の予定



# サービスコード種類

類型	サービス種別	コード種類
訪問型	従前の訪問介護相当	A2
	訪問型サービスA(指定型)	
通所型	従前の通所介護相当	A6
	通所型サービスA	

# サービスコードの選択方法

平成30年度以降、「従前の通所介護相当」「通所型サービスA」ともに、種類がA6のサービスコードを使用します。次の例のように「〇〇〇／2」があるコードが通所型サービスAのものです。

## 選択方法の例

平塚市通所型サービス(従前の通所介護相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称
種類	項目	
A6	1111	通所型独自サービス1

平塚市通所型サービス(通所型サービスA)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称
種類	項目	
A6	1211	通所型独自サービス／2 1

通所Aのコードには「～／2」が付きます

# 指定のスケジュール

指定日	提出期限	指定日	提出期限
令和4年4月1日	令和4年2月15日まで	令和4年11月1日	令和4年9月16日まで
令和4年5月1日	令和4年3月17日まで	令和4年12月1日	令和4年10月17日まで
令和4年6月1日	令和4年4月15日まで	令和5年1月1日	令和4年11月17日まで
令和4年7月1日	令和4年5月17日まで	令和5年2月1日	令和4年12月16日まで
令和4年8月1日	令和4年6月17日まで	令和5年3月1日	令和5年1月13日まで
令和4年9月1日	令和4年7月18日まで	令和5年4月1日	令和5年2月15日まで
令和4年10月1日	令和4年8月17日まで	令和5年5月1日	令和5年3月17日まで

※指定により実施している従前の訪問・通所介護相当、訪問型サービスA(指定型)、通所型サービスAは全て上記スケジュールの提出期限となります。

※各種加算に関する申請の期限については、「平塚市介護予防・日常生活支援総合事業における従前の訪問・通所介護相当サービス基準」(平塚市ホームページに掲載)を参照ください。

# 【注意】他市町村の住民へのサービス提供

総合事業のサービス提供に際しては各市町村ごとに指定を受ける必要があります。

- A市の市民へサービス提供をするためにはA市への指定申請が必要
- B市の市民へサービス提供をするためにはB市への指定申請が必要

## 注意が必要な例

(例1) 平塚市に所在する事業所が他市(A市)の要介護1の市民へ介護給付のサービス(通所介護)を提供していたが、認定更新で要支援2に認定された場合

- 要支援2の対象者へは総合事業の提供をする
- 対象者へ総合事業サービスを提供するためにはA市の指定が必要

(例2) A市に所在する事業所が平塚市の要介護1の市民へ介護給付のサービス(通所介護)を提供していたが、認定更新で要支援2に認定された場合

- 要支援2の対象者へは総合事業の提供をする
- 対象者へ総合事業サービスを提供するためには平塚市の指定が必要

※住所地特例対象者の場合は施設所在地市町村の基準に沿って総合事業サービスが提供されます。そのため、施設所在地市町村に指定を受けていれば他市町村の被保険者であっても総合事業サービスの提供をすることができます。

# 1回あたり単価（従前の通所介護相当）

介護予防通所介護では、月額包括報酬とされていましたが、従前の通所介護相当においては、他の通所型サービスとの併用等の観点から、平成29年度以降は原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。1単位あたりの単価は地域区分単価（平塚市の場合10.45円）と同じです。

## 【令和3年度単位数】

区分	対象	算定単位
週に1回程度	事業対象者 要支援1	384単位／回 ※1か月の提供回数が4回までの場合 1,672単位／月 ※1か月の提供回数が4回を超えた場合
週に2回程度	事業対象者 要支援2	395単位／回 ※1か月の提供回数が8回までの場合 3,428単位／月 ※1か月の提供回数が8回を超えた場合

※加算については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）に規定のとおりとします。

# 1回あたり単価(通所型サービスA)

通所型サービスAにおいても従前の通所介護相当同様に、他の通所型サービスとの併用等の観点から、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。1単位あたりの単価は地域区分単価(平塚市の場合10,455円)と同じです。

## 【令和3年度単位数】

区分	対象	算定単位
週に1回程度	事業対象者 要支援1	334単位/回 ※1か月の提供回数が4回までの場合 1,455単位/月 ※1か月の提供回数が4回を超えた場合
週に2回程度	事業対象者 要支援2	344単位/回 ※1か月の提供回数が8回までの場合 2,982単位/月 ※1か月の提供回数が8回を超えた場合

※単価の考え方は原則として従前の通所介護相当サービスと同じです。

※加算

ア 介護職員処遇改善加算:従前の訪問介護相当の取り扱いに準じます。

※減算

ア 定員超過による減算:所定単位数×70%

イ 人員(従事者)欠如による減算:所定単位数×70%

ウ 同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に係る減算

・事業対象者、要支援1(週1回程度):376単位減算

・事業対象者、要支援者2(週2回程度):752単位減算



# 1回あたりの単価の例示

原則として、サービス提供実績に基づき、1回あたりの単価により請求します。  
たとえば、利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に、利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。(この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による計画を定めることを検討する必要があります。)

## 【従前の通所介護相当の例】

(例1) 週に1回程度の利用者に対し1か月に4回サービスを提供した。→384単位×4回

(例2) 週に1回程度の利用者に対し1か月に5回サービスを提供した。→1,672単位

(例3) 週に2回程度の利用者で1か月に9回サービスを提供予定であったが、利用者の都合により3回の提供となった。→「週に2回程度」として395単位×3回



# 1回あたり単価における請求時の留意事項

1か月の提供回数が一定回数を超えた場合は従前と同じように包括報酬にて請求をしていただくこととなります。そのため、当該月の状況により、「1回あたりの単価」「包括報酬」をその都度選び直していただく必要があります。(サービスコードの項目もその都度選び直していただく必要があります。)次のとおり「従前の通所介護相当」を例に挙げ、留意事項をお示しいたします。

## 【従前の通所介護相当の例】

- 週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。  
→384単位×4回にて請求  
(サービスコードはA6「1113」を選択します。)
- 週に1回程度の利用者であるが、当該月は5週あったため1月に5回サービスを提供した。  
→1,672単位にて請求  
(サービスコードはA6「1111」を選択します。)

※上記の例において、仮に1月に5回サービスを提供予定であったが結果的にサービスを4回しか利用しなかった場合、サービスコードは包括報酬のA6「1111」ではなく、1回あたり単価のA6「1113」を選び直す必要があります。

# 通所型サービスを併用する際の上限

従前の通所介護相当サービスと通所型サービスAを併用する場合には、両サービスを合計した1週あたりのサービス提供頻度により、各区分を位置付けるものとします。

また、両サービスの単位数(加算を除く)の合計に、次のとおり上限が設けられています。

## 【令和3年度単位数】

区分	対象	上限額
週に1回程度	事業対象者、要支援1	1,672単位/月
週に2回程度	事業対象者、要支援2	3,428単位/月

(例1)週に1回程度の利用者に対し、従前の通所介護相当サービスを1か月に2回、通所型サービスAを1か月に2回提供した。

→(384単位×2回)+(334単位×2回)=1,436単位<1,672単位…算定可

(例2)週に1回程度の利用者に対し、従前の通所介護相当サービスを1か月に2回、通所型サービスAを1か月に3回提供した。

→(384単位×2回)+(334単位×3回)=1,770単位>1,672単位…算定不可

※例2の場合、サービスの併用ができないため、従前の通所介護相当サービスのみを5回提供する等(週に1回程度の従前の通所介護相当サービスの包括報酬の単位は1,672単位なので)包括報酬として算定可能な対応を行います。

# 過誤について

誤った請求情報の取り消しをするためには、次のとおり過誤申立書の提出をいただきます。

※返戻や保留となった請求情報については過誤による取り消しを行う必要はありません。(正しい請求情報を改めて送付すれば請求が通ります。)

## 提出のスケジュール

### ●提出期限：月末

月末までに提出いただいた過誤申立書の情報について、翌月に市が神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に報告しています。国保連から事業所に過誤の決定が通知された後に正しい請求情報を改めて送付いただきます。

※同月過誤にて過誤の報告と請求情報の送付を同月に行うことも可能です。

## 過誤申立書の提出先

●総合事業の過誤…地域包括ケア推進課

●介護給付(介護予防給付)の過誤…介護保険課

※過誤申立書の様式がそれぞれ異なります。

# 月途中の日割り請求

訪問型サービス、通所型サービスともに、「1回あたり単価」にて請求が可能な場合は、日割り請求をしていただく必要はありません。

1月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数(包括報酬)となる場合で、日割り請求対象事由に該当する際は、日割り請求を行います。

日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日割りとします。

(日額のサービスコード単位数×サービス算定対象期間の日数)

サービス算定対象期間は、「月の途中に開始した場合は起算日から月末までの期間」とし「月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間」とします。

## 留意点

- 加算(月額)部分に対する日割り計算は行いません。
- 1か月の中で1日もサービス提供実績がない場合は報酬は算定できません。
- 通所型サービスにおいて1か月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合で、月途中で、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を利用する場合、通所型サービス費は当該利用日数を減じた日数による日割り計算を行います。

※原則として平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」の I 介護報酬改定関係資料の資料9の示しのとおり対応します。

# 【参考】月額包括報酬の日割り請求対象事由等

	月途中の理由	起算日 ※2
開始	・区分変更(要支援1⇔要支援2)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要支援)	
	・区分変更(要介護→要支援)	契約日
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1	
	・事業開始(指定有効期間開始)	
	・事業所指定効力停止の解除	
	・利用者との契約開始	契約日
開始	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居 ※1	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 ※1	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所※1	退所日の翌日
終了	・区分変更(要支援1⇔要支援2)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要支援)	
	・区分変更(事業対象者→要介護)	契約解除日
	・区分変更(要支援→要介護)	
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1	(廃止・満了日)
	・事業廃止(指定有効期間満了)	(開始日)
	・事業所指定効力停止の開始	
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 ※1	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 ※1	サービス提供日の前日
・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所※1	入所日の前日	

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除きます。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とします。

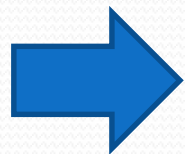
※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となります。



# 月途中の日割り請求の例示

## (例1)

- 従前の通所介護相当を週1回利用(利用区分:週1回程度)
- 10月15日に契約解除
- 10月1日~15日までの間に2回サービスを利用していた

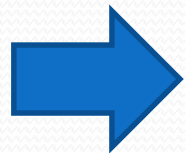


1回あたり単価にて請求可能

※例:384単位(A6「1113」)×2回=768単位

## (例2)

- 従前の通所介護相当を週1回利用(利用区分:週1回程度)
- 10月25日に契約解除
- 10月1日~25日までの間に5回サービスを利用していた



1回あたり単価で請求が可能な回数は週1回程度の利用区分では月に4回まで

利用区分週1回程度の「日額」単位数にて請求

※例:55単位(A6「1112」)×25日=1375単位

# 総合事業のサービス利用者の考え方 (事業対象者について)

総合事業の訪問型サービスと通所型サービスは要支援認定を受けた方と事業対象者がサービス利用の対象者となります。

## 【事業対象者の概要】

対象	主に高齢者よろず相談センター(地域包括支援センター)が実施する基本チェックリストに該当した方が事業対象者となります。								
支給限度	サービスを利用できる支給限度は原則として要支援1と同じです。 (1月につき5,032単位)								
有効期限	原則として有効期限の定めはありません。								
利用区分	<p>各サービスにおける利用区分は次のとおりです。</p> <table border="0"><tr><td>○ 訪問型サービス</td><td>○ 通所型サービス</td></tr><tr><td>┌ ・週に1回程度</td><td>┌ ・週に1回程度</td></tr><tr><td>├ ・週に2回程度</td><td>├ ・週に2回程度</td></tr><tr><td>└ ・週2回を超える程度</td><td></td></tr></table> <p>※介護予防ケアマネジメントを通して対象者に必要な利用回数が決定されます。 そのため事業対象者であれば無条件で訪問型サービスの「週2回を超える程度」、通所型サービスの「週に2回程度」の利用ができるわけではありません。</p>	○ 訪問型サービス	○ 通所型サービス	┌ ・週に1回程度	┌ ・週に1回程度	├ ・週に2回程度	├ ・週に2回程度	└ ・週2回を超える程度	
○ 訪問型サービス	○ 通所型サービス								
┌ ・週に1回程度	┌ ・週に1回程度								
├ ・週に2回程度	├ ・週に2回程度								
└ ・週2回を超える程度									



# 総合事業のサービス利用者の考え方 (事業対象者について)

## サービス提供の前提

総合事業のサービスは介護予防を目的とした支援を行うものです。  
介護予防とは、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うものです。

事業対象者も要支援者同様に、介護予防ケアマネジメントを通して、「**利用者の状況**」に応じた介護予防に資するサービスを提供するものです。

さまざまな情報をもとに状況を確認しますが…  
確認手段の1つが**基本チェックリスト**です。

# 総合事業のサービス利用者の考え方 (事業対象者について)

## 基本チェックリストによる確認

- 運動機能の低下
- 低栄養状態
- 口腔機能の低下
- 閉じこもり傾向
- 認知機能の低下
- うつ病の可能性

※あくまで基本チェックリストの質問項目の回答により判断される基準によるものです。

## 支援の例

(例1) 基本チェックリストで「運動機能の低下」に該当した事業対象者  
→従前の通所介護相当サービスの利用による運動機能の低下を改善

(例2) 基本チェックリストで「認知機能の低下」に該当した事業対象者  
→従前の訪問介護相当サービスの利用による利用者ができるだけ一人で生活できるように行う見守り的な援助

※基本チェックリストの該当項目をもとにした支援の例であり、その他の要因によりサービスが選定されることもあります。

# 総合事業のサービス利用者の考え方 (事業対象者について)

事業対象者は要介護認定者に比べ身体機能等の低下の状態が軽度である方が多いため、介護予防に取り組むことにより、サービスを利用しなくても支障なく日常生活を送れるまで状態改善ができる可能性もあります。

## 状態改善の例

従前の通所介護相当サービスを利用している事業対象者



機能訓練により身体機能が向上してきた



通所型サービスCにより短期集中的な状態改善を支援



ゆくゆくはサービスを利用しなくても日常生活を送れることを目指す

※上記はあくまで状態改善に繋がった例です。利用者の状態像に応じて、より手厚い支援が必要になった場合はサービス提供回数を増やすことや要介護認定の申請を行うこともあります。

# 本日の流れ

- 1 総合事業の実施状況
- 2 事業実施の留意点について
- 3 通所型サービスAについて**
- 4 令和4年度の予定

## 通所型サービスA

# 事業展開の主旨

平成29年4月1日より、従前の通所介護相当サービスよりも人員等の基準を緩和した「通所型サービスA」を事業所指定により開始しました。

これにより、必ずしも専門的なサービスを必要とされない利用者への支援が可能となることを想定しています。

原則として、介護予防ケアマネジメントにおいて、通所型サービスAの利用が適した者を利用に繋げるものとします。

## 通所型サービスA

# サービス内容

「通所型サービスA」は、従前の通所介護相当をもとに、専門職による支援（入浴、排泄、食事等の介助）等、身体に触れる支援を原則として行わないことを前提としたサービスを提供するものとして創設します。

利用者の日常生活やレクリエーション等を通じて機能訓練は行うものの、専門職による機能向上トレーニングを必要としない、サロンのような場を想定しています。

なお、送迎については、従前の通所介護相当サービス同様、引き続き行うものとしします。

## 通所型サービスA

# サービス内容(その他留意点)

従前の通所介護相当サービスと同様に、支給費に係る審査及び支払に関する事務を国保連に委託して行います。

利用者負担割合は原則として従前の通所介護相当サービスの基準に準じた扱いとします。

なお、利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。

介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防通所リハビリテーション



## 通所型サービスA

# 参入事業所の想定

平塚市において従前の通所介護相当サービスを提供可能な事業者の内、当該事業への参入を希望する者から申請を受け付けます。そのため、通所型サービスAのみを提供することは認められません。なお、指定の有効期間の満了日は、従前の通所介護相当の指定の有効期間の満了日と同日とします。

※状態悪化によるサービスの併用による利用者への配慮から、従前の通所介護相当のサービスを提供できる事業所が通所型サービスAの提供をすることとします。

# サービス基準

	従前の通所介護相当サービス	通所型サービスA
人員	①管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とする。	①管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、従前の通所介護相当サービスの管理者が兼ねることを可能とする。 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とする。
	②生活相談員 専従1以上 ※資格要件：社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険施設または通所系サービス事業所において、常勤で2年以上（勤務日数360日以上）介護等の業務に従事した者（直接処遇職員に限る） ※支障がない場合、従前の通所介護相当サービスの生活相談員が通所型サービスAの生活相談員を兼務することを可能とする。 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とする。	
	③介護職員 ※～15人：専従1以上 ※15人～：利用者1人につき専従0.2以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とする。	③従事者 ※～15人：専従1以上 ※15人～：利用者1人につき専従0.2以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とする。 ※市の指定する研修を受講することを可能とする。
	④看護職員	従事不要
	⑤機能訓練指導員	従事不要

※上記に記載がない細かな事項については、原則として介護予防通所介護の取り扱いに準じます。 31

# サービス基準

## 従前の通所介護相当サービス

## 通所型サービスA

設備

- 食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上)
- 静養室、相談室、事務室
- 消火設備その他の非常災害に必要な設備
- 必要なその他の設備、備品

- 支障がない場合、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室は従前の通所介護相当の設備を共有で使用することは可とするが、従前の通所介護相当サービスと同時間帯にサービスを提供する際は従前の通所介護相当サービス提供に必要な面積の確保をすることを前提とし、通所型サービスAについてもサービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)を確保することとする。

- 消火設備その他の非常災害に必要な設備※
- 必要なその他の設備、備品※
- ※支障がない場合、従前の通所介護相当サービスとの共有を可とする。

運営

- 従事者の清潔の保持、健康状態の管理
- 秘密保持等
- 事故発生時の対応
- 廃止、休止の届出と便宜の提供 等

# 本日の流れ

- 1 総合事業の実施状況
- 2 事業実施の留意点について
- 3 通所型サービスAについて
- 4 令和4年度の予定

# 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、年度ごとに届出が必要です。

例年2月を目途に、次年度の届出について通知をさせていただきます。



準備が整い次第、令和4年度の届出について市から各事業所へ通知をさせていただきます。

※国、県からの介護職員処遇改善加算についての情報開示の時期によっては、市から各事業所への通知の時期が遅れてしまうことがありますことご了承ください。

# 今後の予定

1月	○説明会資料のホームページ公開
2月	○質問・アンケート票の受付締切 ○質問・アンケート票の回答 ○介護職員処遇改善加算の届出に関する通知
3月	○令和4年度各事業の基準の確定

※進捗状況により予定が前後する場合があります。

※介護職員処遇改善加算の届出に関する通知等、国や県の通知に影響があるものは、国や県から示しがありしだい、確定します。

御清聴ありがとうございました